



三重県公報

令和8年6月26日 (金)

第 731 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
398	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
399	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
400	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
401	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
402	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	4
403	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
404	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
405	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
406	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
407	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	5
408	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	5
409	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
410	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	6
411	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
412	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
413	土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大 気 ・ 水 環 境 課)	7
414	保安林の指定施業要件を変更する旨	(治 山 林 道 課)	8
415	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	8
416	同件	(同)	11
417	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(漁 政 課)	12
418	同件	(同)	13
419	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	13
420	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	14
421	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	14
公 告			
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	14
	同件	(同)	15
	農用地利用集積等促進計画の認可の取消	(同)	15

土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課) 15
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課) 16
大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同) 21
同件	(同) 21
同件	(同) 21
特 定 調 達 公 告	
一般競争入札を行う旨	(デ ジ タ ル 改 革 推 進 課) 22
落札者を決定した旨	(図 書 館) 25

告 示

三重県告示第 398 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
まえざわレディースクリニック	鈴鹿市磯山 3 丁目 9 番 17 号	令和 8 年 5 月 1 日
トータルサポートクリニック三重中央	津市河芸町上野 907-2 セピアロード 2C	令和 8 年 6 月 1 日
かさい心臓・血圧クリニック	津市観音寺町 799-7 TTC 医療グループビル 2 階	令和 8 年 6 月 1 日
松阪かわいまち内科・内視鏡クリニック	松阪市川井町 772 番 28	令和 8 年 6 月 1 日
いせ在宅クリニック	伊勢市大世古二丁目 1245 番地	令和 8 年 5 月 1 日
あずまキッズ a n d アレルギークリニック	名張市桔梗が丘 8 番町 5 街区 41 番地	令和 8 年 6 月 1 日
おごそ薬局	四日市市小古曾 1 丁目 4-5	令和 8 年 6 月 1 日
エンゼル薬局生桑店	四日市市生桑町 196-4	令和 8 年 5 月 1 日
ヤマジ薬局	志摩市大王町波切 1992-3	令和 8 年 5 月 1 日
訪問看護ステーション空-SORA-	桑名市松ノ木 2 丁目 15-18	令和 8 年 5 月 1 日
精神科訪問看護ステーションつなぐ	津市下弁財町津興 725-2 Akatsukiビル 1F	令和 8 年 5 月 1 日

三重県告示第 399 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護ステーション ななおと	伊賀市柘植町 2193 番地	所在地：伊賀市下柘植 1094-885 番地	令和 8 年 5 月 1 日

三重県告示第 400 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
四日市道しるべ	四日市市八田一丁目 14 番 27 号	令和 8 年 4 月 30 日
南伊勢透析クリニック	度会郡南伊勢町船越 111 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日
もとはし歯科	鈴鹿市国府町字貝下 1540-3	令和 8 年 4 月 30 日
みずたに薬局中央店	桑名市中央町 1-17-4	令和 8 年 4 月 30 日
エンゼル薬局 生桑店	四日市市生桑町 196-4	令和 8 年 4 月 30 日
フラワー薬局四日市駅前店	四日市市諏訪栄町 6-3 愛汗ビル 1F	令和 8 年 4 月 30 日
エンゼル薬局 大羽根店	三重郡菰野町大字菰野 2302 番地 4	令和 8 年 4 月 30 日
ヤマジ薬局	志摩市大王町波切 1992-3	令和 8 年 4 月 30 日
ななおと訪問看護ステーション柘植	伊賀市柘植町 2193 番地	令和 8 年 3 月 31 日

三重県告示第 401 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
植村 友哉	訪問鍼灸まごころ	多気郡明和町金剛坂 1099 レガンス・サカ 201	令和 8 年 4 月 17 日
分部 順一	ペコ接骨院	四日市市采女町 2030 番地	令和 8 年 4 月 17 日
分部 順一	ペコ鍼灸院	四日市市采女町 2030 番地	令和 8 年 4 月 17 日
平子 雅喜	ひらこ接骨院	亀山市みずほ台 14 番地 292 シリウス 29Ⅱ 102 号室	令和 8 年 5 月 1 日
得能 啓佑	得能 啓佑	四日市市西富田 2 丁目 5 番 2-2	令和 8 年 5 月 8 日
藤田 秀啓	株式会社フレアス フレアス在宅マッサージ三重	津市神戸 203-9 カワイ第 3 ビル 2F	令和 8 年 5 月 25 日

三重県告示第 402 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
渡邊 聡	KE i ROW松阪中央ステーション	松阪市中林町 410	所在地：松阪市嬉野中川町 1898-2	令和 8 年 5 月 26 日

三重県告示第 403 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
まえざわレディースクリニック	鈴鹿市磯山 3 丁目 9 番 17 号	令和 8 年 5 月 1 日
トータルサポートクリニック三重中央	津市河芸町上野 907-2 セピアロード 2C	令和 8 年 6 月 1 日
かさい心臓・血圧クリニック	津市観音寺町 799-7 TTC 医療グループビル 2 階	令和 8 年 6 月 1 日
松阪かわいまち内科・内視鏡クリニック	松阪市川井町 772 番 28	令和 8 年 6 月 1 日
いせ在宅クリニック	伊勢市大世古二丁目 1245 番地	令和 8 年 5 月 1 日
あずまキッズ a n d アレルギークリニック	名張市桔梗が丘 8 番町 5 街区 41 番地	令和 8 年 6 月 1 日
おごそ薬局	四日市市小古曾 1 丁目 4-5	令和 8 年 6 月 1 日
エンゼル薬局生桑店	四日市市生桑町 196-4	令和 8 年 5 月 1 日
ヤマジ薬局	志摩市大王町波切 1992-3	令和 8 年 5 月 1 日
訪問看護ステーション空-SORA-	桑名市松ノ木 2 丁目 15-18	令和 8 年 5 月 1 日
精神科訪問看護ステーションつなぐ	津市下弁財町津興 725-2 Akatsukiビル 1F	令和 8 年 5 月 1 日

三重県告示第 404 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
-----------	-----	---------	-------

訪問看護ステーション ななおと	伊賀市柘植町 2193 番地	所在地：伊賀市下柘植 1094-885 番地	令和 8 年 5 月 1 日
--------------------	----------------	------------------------	----------------

三重県告示第 405 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
四日市道しるべ	四日市市八田一丁目 14 番 27 号	令和 8 年 4 月 30 日
南伊勢透析クリニック	度会郡南伊勢町船越 111 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日
もとはし歯科	鈴鹿市国府町字貝下 1540-3	令和 8 年 4 月 30 日
みずたに薬局中央店	桑名市中央町 1-17-4	令和 8 年 4 月 30 日
エンゼル薬局 生桑店	四日市市生桑町 196-4	令和 8 年 4 月 30 日
フラワー薬局四日市駅前店	四日市市諏訪栄町 6-3 愛汗ビル 1F	令和 8 年 4 月 30 日
エンゼル薬局 大羽根店	三重郡菰野町大字菰野 2302 番地 4	令和 8 年 4 月 30 日
ヤマジ薬局	志摩市大王町波切 1992-3	令和 8 年 4 月 30 日
ななおと訪問看護ステーション柘植	伊賀市柘植町 2193 番地	令和 8 年 3 月 31 日

三重県告示第 406 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
植村 友哉	訪問鍼灸まごころ	多気郡明和町金剛坂 1099 レガンス・サカ 201	令和 8 年 4 月 17 日
分部 順一	ペコ接骨院	四日市市采女町 2030 番地	令和 8 年 4 月 17 日
分部 順一	ペコ鍼灸院	四日市市采女町 2030 番地	令和 8 年 4 月 17 日
平子 雅喜	ひらこ接骨院	亀山市みずほ台 14 番地 292 シリウス 29Ⅱ 102 号室	令和 8 年 5 月 1 日
得能 啓佑	得能 啓佑	四日市市西富田 2 丁目 5 番 2-2	令和 8 年 5 月 8 日
藤田 秀啓	株式会社フレアス フレアス在宅マッサージ三重	津市神戸 203-9 カワイ第 3 ビル 2F	令和 8 年 5 月 25 日

三重県告示第 407 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
渡邊 聡	KE i ROW 松阪中央ステーション	松阪市中林町 410	所在地：松阪市嬉野中川町 1898-2	令和 8 年 5 月 26 日

三重県告示第 408 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援

事業者を指定しました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年月日
2450400185	株式会社丸の内福祉会	三重県津市藤方1529番地	すまいるりんぐ北町	亀山市北町9番1号	放課後等デイサービス	令和8年 6月1日
2450700634	株式会社アクアメディカル	三重県松阪市川井町872番地6	アクアキッズ	松阪市宮町332番地1 メディカルビレッジ和C号室	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和8年 6月1日
2452700210	合同会社そらいろ	三重県多気郡明和町大字内座371番地	児童発達支援・放課後等デイサービス CLOVER	多気郡明和町大字内座371番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和8年 6月1日

三重県告示第 409 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃 止 年月日
2450500091	社会福祉法人三重県厚生事業団	三重県津市一身田大古曾670番地2	社会福祉法人三重県厚生事業団三重県いなば園多機能事業所プリズム	津市稲葉町3989番地	保育所等訪問支援	令和8年 5月31日

三重県告示第 410 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年月日
2410200063	株式会社ぶどうの家	三重県四日市市あかつき台二丁目1番地15	指定重度訪問介護事業所ぶどうの家	四日市市あかつき台二丁目1番地15	重度訪問介護	令和8年 6月1日
2410202911	サンケアライフ合同会社	三重県四日市市南垂坂町810番地3	Sun Care Life	四日市市南垂坂町810番地3	居宅介護、重度訪問介護	令和8年 6月1日
2410202929	株式会社ナイスマン	岐阜県多治見市宝町六丁目1番地	ケアリアル訪問介護事業所 四日市市川北	四日市市川北三丁目2番13号	居宅介護、重度訪問介護	令和8年 6月1日
2410503987	社会福祉法人素問会	三重県津市久居井戸山町707番地の3	芹の里訪問介護事業	津市久居井戸山町707番地の3	居宅介護	令和8年 6月1日
2410801316	ソフトケア中部株式会社	三重県伊勢市小俣町明野409番2号 サンライフ明野203号室	小春びより	伊勢市小俣町明野409番2号 サンライフ明野203号室	居宅介護、重度訪問介護	令和8年 6月1日
2410101394	合同会社サン	三重県桑名市額田287-3	サンラボ	桑名市額田287-3	就労選択支援	令和8年 6月1日
2410302091	合同会社ミルト	三重県鈴鹿市算所三丁目9番41号	ミルト鈴鹿プラス	鈴鹿市算所三丁目9番41号	就労選択支援	令和8年 6月1日
2410801225	合同会社あさひワーク	三重県伊勢市船江二丁目1番4号	あさひワーク伊勢プラス	伊勢市船江二丁目1番4号	就労選択支援	令和8年 6月1日
2410503995	ウェルビー株式会社	東京都中央区銀座二丁目3番6号	ウェルビー津駅前センター	津市栄町三丁目142番1号	就労移行支援	令和8年 6月1日

2410702407	株式会社リハス	石川県金沢市広岡三丁目3番77号	リハスワーク松阪	松阪市中央町384番地1 OZビルシエテ201号室	就労継続支援B型	令和8年6月1日
2420503050	株式会社スマティアー	三重県津市半田1447番地13	スマティアー	津市西丸之内22-17	共同生活援助	令和8年6月1日

三重県告示第411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和8年6月26日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410200188	社会福祉法人三重ワイエムシイエイ福祉会	三重県四日市市阿倉川町14番16号	YMCA在宅介護サービスセンター・障害福祉サービス	四日市市阿倉川町14番16号	居宅介護	令和8年4月30日
2411300615	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンター桔梗が丘	名張市桔梗が丘5番町2街区1番地 永尾ビル103号	重度訪問介護	令和8年5月31日
2410501387	特定非営利活動法人こまつの里	三重県津市藤方843番地16	こまつ作業所	津市藤方843番地16	生活介護	令和8年5月1日
2410900209	株式会社アクアス	三重県鳥羽市鳥羽五丁目10番1号	コラボ	鳥羽市鳥羽五丁目10番地1号	就労移行支援	令和8年5月31日
2420502797	株式会社和心屋	三重県津市久居射場町96番地	スマティアー	津市西丸之内22-17	共同生活援助	令和8年5月31日

三重県告示第412号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者から当該指定一般相談支援の事業の廃止の届出がありました。

令和8年6月26日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2432830277	NPO法人ふくし・みらい研究会	三重県志摩市阿児町鶴方1980番地	相談支援事業所「フアイト」	度会郡南伊勢町神津佐513-1	地域移行支援、地域定着支援	令和8年4月30日

三重県告示第413号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年6月26日

三重県知事 一見勝之

- 形質変更時要届出区域
 三重県熊野市有馬町字清光庵3087番2の一部、3088番4の一部、3088番5、3088番6、3088番7、3088番8の一部、3087番2地先の無番地の一部
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

3 その他

この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第 58 条第 5 項第 10 号に該当する。

三重県告示第 414 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 415 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

南 正、山本 保榮

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町小森字上滝 139

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

前規 矩生

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市紀和町小森字滝ノ日裏 143
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

福岡 ヨツ

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市紀和町小森字滝ノ日裏 144、145 の 1
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

西 福男

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市紀和町小森字滝ノ日裏 145 の 2
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

北岡 啓一

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町小森字滝ノ日裏 146

- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

- 1 通知することができない者の氏名
橋爪 恒美
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市紀和町小森字滝ノ日裏 147
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7

- 1 通知することができない者の氏名
大家 清彦
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市紀和町長尾字白倉平 8
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 8

- 1 通知することができない者の氏名
中家 きみ子、後 康子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市紀和町長尾字見ノ畑山ノ内高咄シ 2、3、4
 - (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 416 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を保安林が所在する市町の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和8年6月26日

三重県知事 一見勝之

第1

1 通知することができない者の氏名

奥野 鉄五郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町馬瀬字浦木谷 61

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

堀内 良二

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町相賀字八坪 1751 の1、字申太谷 1759

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

榎本 幹之助

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市賀田町字東山 57 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 417 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定(平成 22 年三重県告示第 507 号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

表中

「

長島町区域 (三重外湾漁業協同組合のうち長島町の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型雑一本釣り漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業) ③ 小型沿岸釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業) ④ 総トン数 10 トン未満の漁船により営む①、②及び③以外の漁業 ⑤ 近海かつお漁業、近海まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業(総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。) ⑥ 近海かつお漁業、近海まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業(総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。) ⑦ その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ⑧ ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦以外の漁業
--------------------------------	--

」

を

「

長島町区域 (三重外湾漁業協同組合のうち長島町の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型雑一本釣り漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業) ③ 小型沿岸釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業) ④ 総トン数 10 トン未満の漁船により営む①、②及び③以外の漁業 ⑤ 近海かつお漁業、近海まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業(総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。) ⑥ 近海かつお漁業、近海まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業(総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。) ⑦ 沖合底びき網漁業及び中型まき網漁業(総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。) ⑧ 雑魚定置漁業 ⑨ その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業をいう。) ⑩ ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨以外の漁業
--------------------------------	--

に改める。

三重県告示第 418 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定(平成 24 年三重県告示第 57 号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

表中

三浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち三浦の地区)	① 小型雑一本釣り漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業) ② 大型定置漁業 ③ その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ④ ①、②及び③以外の漁業
長島町・三浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち長島町の地区及び三浦の地区)	沖合底びき網漁業、中型まき網漁業(総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。)、雑魚定置漁業及び小型定置漁業

を

三浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち三浦の地区)	① 小型雑一本釣り漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業) ② 大型定置漁業及び小型定置漁業 ③ その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ④ ①、②及び③以外の漁業
------------------------------	--

に改める。

三重県告示第 419 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老茂福線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山城町字乳母子 622 番 9 地先から 四日市市山城町字乳母子 620 番 33 地先まで	旧	4.0~11.5	73.9

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平津菰野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山城町字乳母子 622 番 9 地先から 四日市市山城町字乳母子 620 番 33 地先まで	旧	4.0~11.5	73.9

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢南島線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡度会町栗原字畔地 142 番 2 地先から 度会郡度会町栗原字黒岩 307 番 2 地先まで	旧	10.3~21.5	419.3
	新	10.3~23.2	419.3

三重県告示第 420 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 度会大宮線	度会郡度会町川上字東宮俣 620 番地先から 度会郡度会町川上字中根 597 番 1 地先まで	令和 8 年 6 月 26 日
一般国道 368 号	名張市西田原字京川 1700 番地先から 名張市西田原字白土 2050 番地先まで	令和 8 年 6 月 26 日

三重県告示第 421 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
県道	南勢磯部線	志摩市磯部町山原字大山原 1425 番地先から 志摩市磯部町迫間字向井山 1261 番 107 地先まで	令和 8 年 6 月 26 日
一般国道	368 号	名張市西田原字京川 1700 番地先から 名張市西田原字白土 2050 番地先まで	令和 8 年 6 月 26 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。
 令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	8 筆
いなべ市	68 筆
東員町	9 筆

伊賀市	10 筆
御浜町	2 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 6 月 26 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	1 筆
いなべ市	61 筆
木曽岬町	26 筆
東員町	131 筆
鈴鹿市	109 筆
亀山市	45 筆
津市	371 筆
松阪市	154 筆
多気町	62 筆
明和町	8 筆
伊勢市	209 筆
玉城町	24 筆
伊賀市	131 筆
名張市	9 筆
御浜町	44 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 6 月 26 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可を、次のとおり取り消しました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
中川 春子	松阪市	有限会社 玉善 代表取締役 玉野雅彦	松阪市	松阪市嬉野黒野町カソイ 353-3 ほか1筆

2 農用地利用集積等促進計画の取消年月日

令和 8 年 6 月 26 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 6 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

小牧南土地改良区（四日市市まきの木台二丁目 27 番）

退任理事

四日市市小牧町2475番地	樋口 實
〃 〃 2427番地	廣田 通
〃 〃 2525番地	芝田 巧
〃 〃 2491番地3	堀 亮 一
〃 〃 2603番地20	樋口 重 治
〃 中野町502番地4	市川 久
〃 〃 502番地10	市川 喜 博
退任監事	
四日市市小牧町2435番地	廣田 和 紀
〃 〃 2490番地1	廣田 みどり
就任理事	
四日市市小牧町2475番地	樋口 實
〃 〃 2427番地	廣田 通
〃 〃 2525番地	芝田 巧
〃 〃 2491番地3	堀 亮 一
〃 〃 2603番地20	樋口 重 治
〃 中野町502番地4	市川 久
〃 〃 502番地10	市川 喜 博
就任監事	
四日市市小牧町2435番地	廣田 和 紀
〃 〃 2490番地1	廣田 みどり
〃 〃 2518番地2	廣田 英 幸

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年6月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール津南
三重県津市高茶屋小森町145番地 ほか187筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
E T株式会社	愛知県大府市横根町後田17	濱嶋 栄之助
オカダコーポレーション株式会社	三重県松阪市京町508-1	岡田 卓也
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	尾田 信夫
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号	木村 治
株式会社プロジェクトファイブ	愛知県岡崎市東明大寺町15-7	太田 貞利
株式会社FRUNQAVAN	三重県伊勢市中須町1331番地6	中西 貞生

株式会社ストライブインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	立花 隆央
株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都港区北青山三丁目 5 番 10 号	西川 信一
株式会社メローズ	東京都渋谷区神宮前 5-18-10	小野 剛
株式会社ハピネス・アンド・ディ	東京都中央区銀座一丁目 16-1	田 篤史
株式会社ASHLEY & BROS	愛知県名古屋市中区正木 1 丁目 13 番 3 号	山田 崇史
キンバレー株式会社	東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号	岩崎 亮太
化粧品のふじや株式会社	三重県鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	矢野 靖二
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内 2-9-40	水野 敦之
イオンバイク株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-4	松尾 和英
有限会社ビズ・カンパニー	宮城県仙台市泉区根白石字下河原 39 番地	陳 必正
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1 丁目 48 番地 14 号	木山 茂年
株式会社ツツミ	埼玉県蕨市中央 4-24-26	互 智司
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号	野口 実
株式会社セキド	東京都新宿区西新宿 3-7-1	関戸 正実
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウ リッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町 33-6	ルーカス・セイ ファート
株式会社良品計画	東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号	金井 政明
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町 7 丁目 21-6	野田 将克
株式会社オールハーツ・カンパニー	愛知県名古屋市中区栄 2 丁目 4 番 18 号	四方田 豊
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合 1050-2	正木 宏和
株式会社おとうふ工房いしかわ	愛知県高浜市豊田町 1 丁目 204-21	石川 伸
有限会社小原木本舗 大徳屋長久	三重県鈴鹿市白子一丁目 6-26	竹口 久嗣
株式会社青木商店	福島県郡山市八山田五丁目 405 番地	青木 大輔
株式会社三国屋	福井県坂井市春江町江留中 39-13	上村 辰美
株式会社オレンジフードコート	東京都江東区東陽 2-2-20	越智 雅也
株式会社エクステンド	京都府城陽市枇杷庄出羽 40 番地の 21	沖原 厚則
株式会社DAY To LIFE	大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 13-20 ASビル2 F	杉内 健吉
株式会社プライムウィル	兵庫県芦屋市岩園町 1-7	加藤 道信
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 5-27-13	福井 正弘
株式会社ZENホールディングス	三重県津市中河原 2057 番地	松瀬 賢亮
オキツモ流通株式会社	三重県名張市箕曲中村 18 番地の 2	山中 重治
株式会社川スミ	三重県桑名市大仲新田字新井水下 67-3	川澄 幸司
株式会社イング	兵庫県神戸市中央区港島南町 4-6-2	向井 孝司
株式会社ブロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台 4 丁目 7 番 7 号	村井 博之
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	立花 隆央
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田 125-1	向井 正太郎
株式会社ロジック	三重県伊勢市村松町 3099-1	和田森 久志
株式会社ウィゴー	東京都港区芝浦 4-15-33	園田 恭輔
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目 2 番 17 号	猪飼 千壽子
株式会社ジズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 仁
株式会社シーズ・プランニング	東京都中野区弥生町 1-9-8	広瀬 智英
株式会社エディオン	大阪府大阪市北区中之島二丁目 3 番 33 号	久保 允誉
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	松田 裕史
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡 4-17-8	米津 一郎

株式会社アミナコレクション	神奈川県横浜市中区山下町 123	進藤 さわと
株式会社エービーストア	京都府京都市伏見区深草西浦町 8 丁目 113	孫 周基
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	塚本 厚志
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市中区則武新町 2 丁目 22-7	高野 博道
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚 3-488	北方 康弘
株式会社Nプラス	東京都北区神谷三丁目 6 番 20 号	武田 政則
株式会社キング	大阪府吹田市豊津町 1-7	山田 幸雄
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号	丸山 朝
ソックコウベ株式会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中 6-9	日ノ本 欽也
有限会社タキガワ	三重県伊勢市宮後 2-9-38	瀧川 勝俊
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央 2 丁目 92	中澤 実任盛
株式会社 gateau romantique	三重県津市上浜町 1 丁目 275 番地	清水 藍
株式会社花きぬ	岐阜県海津市海津町高須町 722-1	河村 真吾
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 英介
株式会社ベルーナ	埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号	安野 清
株式会社ジーフット	東京都中央区新川 1-23-5	木下 尚久
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町 3 丁目 9 番 14 号	田中 公雄
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都港区北青山 3 丁目 5 番 10 号	西川 信一
株式会社バルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号	井上 隆太
株式会社ログス	滋賀県湖南市中央 1 丁目 2 番地	星 清美
株式会社冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目 1 番 10	堀岡 宏至
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋 3 丁目 9 番 7 号	大森 尚昭
株式会社おく田	岐阜県岐阜市神田町 6 丁目 18 番	奥田 隆
株式会社BIG	広島県広島市西区横川新町 13-24	内藤 雅義
株式会社アートネイチャー	東京都渋谷区代々木 3-40-7	五十嵐 祥剛
フランス総合医療株式会社	東京都千代田平河町 1 丁目 8 番 8 号	杉木 和彦
有限会社原真堂	三重県四日市市中部 15 番 12 号	保位 真吾
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野 7-14-5	金山 元一
株式会社シーズメン	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 5 番 4 号	青木 雅夫
株式会社ジンス	三重県四日市市新正 1-12-4	山本 篤
株式会社ゾフ	東京都港区北青山 3-6-1	上野 博史
株式会社ショービ	静岡県浜松市中央区上西町 57-26	二村 眞行
株式会社ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8-2	小東 政章
株式会社コージコーポレーション	大阪府大阪市中央区南船場 1 丁目 16-10	高林 更次
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1	藤原 祐介
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号	野口 実
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区東区上社 1 丁目 901 番地	菊地 敬一
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園 2-4-1	石井 稔晃
株式会社マイスタイリスト	三重県鈴鹿市庄野共進 1 丁目 3-1	森田 洋輔

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之

a t 株式会社	愛知県大府市横根町後田 17	濱嶋 栄之助
オカダコーポレーション株式会社	三重県松阪市京町 508-1	岡田 卓也
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 21 番 1 号	北村 嘉輝
株式会社プロジェクトファイブ	愛知県岡崎市東明大寺町 15-7 WORKSTU D I O2F	太田 貞利
株式会社FRUNQAVAN	三重県伊勢市中須町 1331 番地 6	中西 貞生
株式会社ストライブインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都港区北青山三丁目 5 番 10 号	木津 英之
株式会社ハピネス・アンド・ディ	東京都中央区銀座一丁目 16-1	田 篤史
株式会社ASHLEY & BROS	愛知県名古屋市中区新栄 2 丁目 46 番 18 号	山田 崇史
キンバレー株式会社	東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号	岩崎 亮太
化粧品のみじや株式会社	三重県鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	矢野 靖二
株式会社アルベン	愛知県名古屋市中区丸の内 2-9-40	水野 敦之
イオンバイク株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-4	松尾 和英
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1 丁目 48 番地 14 号	木山 剛史
株式会社ツツミ	埼玉県蕨市中央 4-24-26	互 智司
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社セキド	東京都新宿区西新宿 3-7-1	関戸 正実
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウ リッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町 33-6	ルーカス・セイ ファート
株式会社良品計画	東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号	清水 智
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町 7 丁目 21-6	野田 将克
株式会社オールハーツ・カンパニー	愛知県名古屋市中区栄 2 丁目 4 番 18 号 岡谷鋼機 ビルディング 1 階	四方田 豊
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合 1050-2	正木 宏和
有限会社小原本舗 大徳屋長久	三重県鈴鹿市白子一丁目 6-26	竹口 久嗣
株式会社青木商店	福島県郡山市八山田五丁目 405 番地	青木 大輔
株式会社三国屋	福井県坂井市春江町江留中 39-13	上村 辰美
株式会社オレンジフードコート	東京都中央区日本橋馬喰町 2-7-13 第 8 東洋ビル 3 階	越智 雅也
株式会社DAY T o L I F E	大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 13-20	杉内 健吉
株式会社プライムウィル	兵庫県芦屋市岩園町 9-1	加藤 道信
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 5-27-13 名駅錦橋ビ ル 6 階	香西 雅弘
株式会社スタイル	埼玉県八潮市中央三丁目 24 番地 9	清水 法広
株式会社ZENホールディングス	三重県津市中河原 2057 番地	中嶋 健
株式会社アエナ	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目 2 番 16 号	馬場 雅子
株式会社川スミ	三重県桑名市大仲新田字新井水下 67-3	川澄 幸司
株式会社イング	兵庫県神戸市中央区港島南町 4-6-2	向井 孝司
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台 4 丁目 7 番 7 号	村井 博之
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	阿部 和則
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田 125-1	向井 正太郎
株式会社LOGIC	三重県伊勢市村松町 3099-1	森田 淳一
株式会社ウィゴー	東京都港区芝浦 4-15-33	供田 恭輔
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目 2 番 17 号	猪飼 千壽子

株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 亮
株式会社シーズ・プランニング	東京都中野区弥生町 1-9-8	宮崎 浩
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町 2 丁目 1 番 18 号	久保 允誉
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	平川 雅隆
イオンベット株式会社	千葉県市川市南八幡 4-17-8	米津 一郎
株式会社アミナコレクション	横浜市緑区鴨居 4 丁目 50 番 1 号	進藤 さわと
株式会社エービーストア	京都府京都市伏見区深草西浦町 8 丁目 113 西陣ビル 4F	金谷 京一
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	塚本 厚志
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市中区則武新町 2 丁目 22-7	高野 博道
株式会社 CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚 3-488	今村 慎一郎
株式会社キング	京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1	長島 希吉
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号	丸山 雅史
ソックコウベ株式会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中 6-9	日ノ本 欽也
有限会社タキガワ	三重県伊勢市宮後 2-9-38	瀧川 和彦
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央 2 丁目 92 番地	中澤 道盛
株式会社 gateau romantique	三重県津市上浜町 1 丁目 275 番地	清水 藍
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 英介
株式会社ベルーナ	埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号	安野 清
株式会社ジーフット	東京都中央区新川 1 丁目 14 番 1 号	木下 尚久
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市開明字流 38	田中 公雄
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市落合町 645 番地	松本 規義
株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都港区北青山 3 丁目 5 番 10 号	西川 信一
株式会社パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号	松尾 勇
株式会社ログス	滋賀県湖南市中央 1 丁目 2 番地	星 清美
株式会社冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目 1 番 10	堀岡 宏至
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋 3 丁目 9 番 7 号	伊藤 健治
株式会社おく田	岐阜県岐阜市神田町 6 丁目 18 番	奥田 隆
株式会社アートネイチャー	東京都渋谷区代々木 3-40-7	五十嵐 祥剛
フランス総合医療株式会社	東京都千代田平河町 1 丁目 8 番 8 号	杉木 勇士
有限会社原真堂	三重県四日市市中部 15 番 12 号	保位 真吾
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野 7-14-5	金山 元一
株式会社ティーツー	岡山市南区豊浜町 2 番 2 号	藤原 克治
株式会社ジン	三重県四日市市新正 1-12-4	山本 篤
株式会社ゾフ	東京都港区北青山 3-6-1	上野 博史
株式会社ショービ	静岡県浜松市中央区上西町 57-26	二村 眞行
株式会社ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8-2	卜部 正寿
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1	大峯 伊索
株式会社エービーシー・マート	東京渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区東区上社 1 丁目 1802 番地 S T - B A S E 上社 5 階	白川 篤典
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園 2-4-1	國京 紘宇
株式会社 F・O インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通 7 丁目 1-5	秦 英貴
株式会社 adapt retailing	東京都港区港南 3-4-27 第 2 東運ビル 3 階	金親 卓生
株式会社アルカスイインターナショナル	神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1	内山 誠一

株式会社AOKI	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号	森 裕隆
----------	--------------------	------

- 3 変更年月日
令和8年6月9日
- 4 変更理由
小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店があったため
- 5 届出の日
令和8年6月9日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日から同年10月26日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年6月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
日永カヨーショッピングセンター
四日市市日永四丁目2番41号
- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日から同年7月27日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年6月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ鈴鹿Aゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口8922 ほか10筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日から同年7月27日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年6月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ鈴鹿Bゾーン

- 鈴鹿市住吉町字谷口 8946 ほか9筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日から同年7月27日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年6月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県行政WAN総合ヘルプデスク業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和11年10月31日（水）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年7月16日（木）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課総務班 担当 田川
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課情報基盤班 担当 西口
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和8年8月6日（木）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
 - ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年7月27日（月）17時までに本システム上で通知を行います。
 - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年7月27日（月）17時までに通知書を発送します。
 - (6) 入札書提出の日時（アの期限並びにイの提出締切日時及び郵便局到着期限は同一の日時としてください。）及び場所
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年8月6日（木）15時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和8年8月6日（木）15時
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県総務部総務課総務班
案件名 三重県行政WAN総合ヘルプデスク業務委託
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 令和8年8月6日（木）15時30分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課
 - (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Mie Prefectural “e-government” Support Services

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, August 6, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Thursday, August 6, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Thursday, August 6, 2026.

(4) Managing Authority:

Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs,
Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3363 (Japanese only)

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年6月26日

三重県知事 一見勝之

1	特定役務の名称	三重県立図書館 総合情報システム再構築に伴うシステム設計・機器調達・運用保守業務委託
2	担当部局	三重県津市一身田上津部田 1234 三重県立図書館 企画総務課
3	落札者決定日	令和8年6月13日
4	落札者	東京都江東区新木場1丁目18番7号 NECソリューションイノベータ株式会社営業部門 部門長 豊嶋 慎一
5	落札金額	入札価格 280,000,000円 契約金額 308,000,000円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和8年4月10日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
